

技術専門部会のご案内

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会 事務局

(1) 技術専門部会の設置

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会は技術専門部会設けています。

(詳細は定款 33 条 (3) 技術専門部会をご参照下さい。)

(2) 技術専門部会について

技術専門部会は酸素部会、可燃性ガス部会、アセチレン部会、特殊ガス部会、炭酸ガス部会、機器部会、輸送部会、検査部会、容器部会、認定試験者部会、消費者部会の 11 部会があります。

(詳細は定款施行細則 第 5 章 第 11 条をご参照下さい。)

(3) 技術専門部会へのご入会

事業所様の事業内容と事業内容に直接関連が無くてもご希望の専門部会へ重複してご入会していただく事ができます。また入部会、退部会は随時受け付け致します。

(4) 各技術専門の部会長、副部会長による会議の開催

各技術専門部会は部会長、副部会長により運営され定期的に部会長・副部会長会議開催されています。

部会長・副部会長会議の内容は議事録にて部会員の事業所様にお知らせ致します。会員事業所様であれば、ご請求により所属部会以外の議事録も送付させていただきます。

(詳細は定款施行細則 第 5 章 第 12 条と会員名簿「部会長、副部会長」をご参照下さい。)

(5) 各技術専門の副部会長へのご就任

各技術専門部会の運営にご支援をいただける会員事業所様はその旨のお申出があれば、ご希望する部会の部会長、副部会長の承認により副部会長に就任していただくことができます。

尚、部会長は副部会長の互選にて選出し、会長より委嘱されます。

(詳細は定款施行細則 第 5 章 第 12 条をご参照下さい。)

以 上